

平成 22 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 川崎汽船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 前川 弘幸
コード番号 9107 東証第 1 部
問 合 せ 先 財務グループ長 永山 宏
Tel 03-3595-5608

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 12 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は会社創立 100 周年にあたる平成 31 年に向けて、平成 20 年 4 月に新中期経営計画「“K” LINE Vision100」を公表し、ステークホルダーとの共利共生と持続的成長に向けた取り組みを進めて参りました。しかし、米国発の金融危機に端を発した世界的な不況により、当社の経営環境は悪化し、平成 21 年度通期決算では、遺憾ながら最終損失の計上を余儀なくされる見込みであります。

当社といたしましては、かかる環境変化に対応すべく、平成 22 年 1 月 29 日に中期経営計画を見直し、「2010 年度黒字化と早期復配」、「安定収益基盤の拡大と持続的成長」及び「財務体質の改善・強化」を軸とした「“K” LINE Vision 100 KV 2010」を発表いたしました。「“K” LINE Vision 100 KV 2010」の基本戦略は、「コンテナ船の体質強化」、「事業ポートフォリオの再構築」及び「事業環境変動への即応と財務基盤強化」であります。当社ではコンテナ船事業の構造改革費用として、平成 21 年度に 430 億円の計上を予定するなど、体質強化に向けた取り組みを既に実行へ移しており、徐々にその成果も顕在化しております。

今回の調達資金は、「事業ポートフォリオの再構築」を通じて目指す、安定収益基盤の拡大と持続的成長に必須な資金であります。競争環境の厳しいコンテナ船事業への投資を抑制する一方で、収益の柱であるドライバルク事業を拡大し、自動車船事業等を強化するための投資は継続致します。更に、成長分野と位置付けているエネルギー資源開発関連事業、重量物船事業及び物流事業に戦略的に投資配分するなど、安定収益基盤を拡大いたします。

併せて、本ファイナンスの実施及び安定収益の積み上げにより、足許の環境変化に対応しうる強固な財務基盤の確立が可能になるものと考えております。

これら事業構造改革及び財務基盤の強化を達成することにより、中長期に亘る収益の安定及び持続的成長を目指す所存です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

記

1. 募集による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 110,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成22年2月23日(火)から平成22年2月26日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（単独ブックランナー）及び野村証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成22年3月2日(火)から平成22年3月5日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員又は代表取締役財務管掌執行役員に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出席株式の種類及び数 当社普通株式 16,500,000株
なお、上記株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席株式数は、一般募集の需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出席人 みずほ証券株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 16,500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員又は代表取締役財務管掌執行役員に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 16,500,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込
決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資
資 本 準 備 金 の 額 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が
生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本
準 備 金 の 額 は 、 当 該 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 上 記 の 増 加 す る 資 本 金 の 額
を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 22 年 3 月 23 日(火)
- (6) 払 込 期 日 平成 22 年 3 月 24 日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員又は代表取締役財務管掌執行役員に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から16,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、16,500,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成22年2月12日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」記載の通り、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式16,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成22年3月24日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成22年3月16日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	638,882,298株 (平成22年1月31日現在)
公募増資による増加株式数	110,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	748,882,298株
本件第三者割当増資による増加株式数	16,500,000株 (注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	765,382,298株 (注)

(注)前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額合計上限 34,597,000,000 円については、平成23年3月期末までに全額を船舶を主とする設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成21年12月末現在以下の通りとなっております。

事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 載貨重量トン数 (千K/T)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手(起工)	完了(竣工)	
海運業	船舶	459,751	89,605	借入金、社債、増資資金及び自己資金	平成21.5～平成25.12	平成22.12～平成26.6	5,624

(注)上記の記載は、当社グループ(当社及び連結子会社)にて保有することを予定(計画)している船舶の内、平成21年12月末現在において建造契約が締結されたものを対象としています。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

新株発行及び株式の売出しを実施し、当社の財務体質の改善を図ることによって、中長期的な収益力の向上に寄与するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は経営計画の主要課題である持続的成長のための設備投資等への充たや、企業体質の充実・強化のために必要な内部留保の確保等を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を最大化することを重要課題と位置付けています。

剰余金の配当につきましては、期末配当（毎年3月31日を基準日）を定時株主総会の決定事項とし、中間配当については定款に「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定め、実施しています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載の通りです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の持続的成長に必要な設備投資に充てる予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり連結当期純利益	86.67円	131.36円	50.89円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	18.00円 (9.00円)	26.00円 (12.00円)	13.50円 (13.50円)
実績連結配当性向	20.8%	19.8%	26.5%
自己資本連結当期純利益率	17.1%	23.7%	9.4%
連結純資産配当率	3.6%	4.7%	2.5%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。
2. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。
4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の残高等は平成 22 年 1 月 31 日現在以下の通りです。

① 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債の 残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
2,145 百万円	平成 16 年 3 月 22 日	平成 23 年 3 月 22 日	700 円	350 円

② 2013 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債の 残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
25,496 百万円	平成 17 年 4 月 4 日	平成 25 年 4 月 4 日	851 円	426 円

また、当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものです。

当該新株予約権の目的となる株式の数等は平成 22 年 1 月 31 日現在以下の通りです。

株主総会決議日	目的となる 株式の数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本 組入額	行使期間
平成 14 年 6 月 27 日	22,000 株	156 円	78 円	平成 16 年 6 月 28 日～ 平成 24 年 6 月 27 日
平成 15 年 6 月 27 日	255,000 株	278 円	139 円	平成 17 年 6 月 28 日～ 平成 25 年 6 月 27 日
平成 16 年 6 月 29 日	106,000 株	633 円	317 円	平成 18 年 6 月 30 日～ 平成 26 年 6 月 29 日
平成 17 年 6 月 29 日	194,000 株	693 円	347 円	平成 19 年 6 月 30 日～ 平成 27 年 6 月 29 日

なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 4.39%となる見込みです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	697 円	1,124 円	979 円	310 円
高 値	1,279 円	1,760 円	1,273 円	475 円
安 値	620 円	848 円	280 円	238 円
終 値	1,118 円	969 円	305 円	303 円
株価収益率(連結)	12.90 倍	7.38 倍	5.99 倍	一倍

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成22年3月期の株価については平成22年2月10日(水)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成22年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資による新株式発行並びに株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びその権利行使による当社株式の交付、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社株式の交付及び平成21年6月24日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。